

大阪府議会議員連盟の設立等に関する要綱（案）

第1条 この要綱で、大阪府議会議員連盟（以下「府議会議員連盟」という。）とは、府の行政施策の推進や諸外国等との友好促進を図ること等を目的として、大阪府議会議員（以下「議員」という。）が組織する団体で、別表に掲げるものをいう。

第2条 府議会議員連盟の設立に際しては、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- (1) 全ての議員が会員として参加が可能であること。
- (2) 会員数が議員の現員数の半数以上であること。ただし、設立時においてはこの限りでない。
- (3) 活動が議員の政策立案及び政策提言に資するものであること。
- (4) 規約が設定されていること。

2 府議会議員連盟が次の各号のいずれかに該当した場合には、存続要件を欠いたものとして取り扱うものとする。

- (1) 任期内に総会の開催等の活動がなかった場合
- (2) 前項第2号ただし書に該当し、当該任期を経過した場合
- (3) 前項各号のいずれかの要件を欠き、当該任期を経過した場合
- (4) 改選後、当該任期内に当期における活動方針、会員募集、役員選出、剰余金の取扱い等の運営に係る事項につき会長、副会長、幹事長又は事務局長が所属する会派の代表者による確認が行われなかった場合

第3条 新たに府議会議員連盟を設立しようとするときは、設立発起人は、前条第1項各号に定める要件を備えていることを証する書類（設立趣意書、会員募集案内、賛同者名簿、規約案等）を添え、様式第1号により議長に届け出るものとする。

2 府議会議員連盟は、会長が交代したとき、又は規約の改正を行ったときには、様式第2号により議長に届け出るものとする。

3 府議会議員連盟の解散については、設立目的等を踏まえ、各々の府議会議員連盟において決定するものとし、解散を決定した場合には、速やかに様式第3号により議長に届け出るものとする。

4 府議会議員連盟が、前項に定める解散を決定した場合又は第2条第2項により府議会議員連盟としての存続要件を欠いたものとして取り扱われることとなった場合において、剰余金があるときには、総会において決められた方法に基づき、清算手続をとるものとする。

5 第2条第2項により存続要件を欠いたものとして取り扱われることとなった府議会議員連盟が、その後において同条第1項各号に定める要件を満たした場合、又は改選後に当期における活動方針、会員募集、役員選出、剰余金の取扱い等の運営に係る事項につき、会長、副会長、幹事長又は事務局長が所属する会派の代表者による確認が行われた場合には、第1項に準じた手続をとるものとする。

第4条 第2条第1項第4号の規約には、次の事項を定めるものとする。

- ・名称
- ・設立目的
- ・設置機関
- ・役員構成
- ・役員任期及び役割
- ・会計
- ・その他必要な事項

第5条 議会事務局は、府議会議員連盟の設立や運営に係る事務処理を補佐するものとする。

附則 この要綱は、令和3年 月 日から施行する。

- 2 この要綱の施行前にすでにある府議会議員連盟のうち、別表に掲げる府議会議員連盟については第3条第1項に定める届け出は要しないものとする。ただし、同条第5項の場合については、この限りでない。
- 3 別表に掲げる府議会議員連盟以外の府議会議員連盟については、この要綱の施行時の議員の任期内に第2条第2項に定める総会の開催等の活動又は活動方針、会員募集、役員選出、剰余金の取扱い等の運営に係る事項についての確認が行われなかった場合には、解散されたものとみなす。

別表

- 1 大阪府議会日韓友好親善議員連盟
- 2 大阪府議会日中友好親善議員連盟
- 3 大阪府議会日華親善議員連盟
- 4 大阪府議会日露友好親善議員連盟
- 5 大阪府議会日米友好親善議員連盟
- 6 大阪府議会日越友好親善議員連盟
- 7 大阪府議会文化振興議員連盟
- 8 大阪府議会 2025 年日本国際博覧会推進議員連盟

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

大阪府議会議長

様

代表者氏名

議員連盟設立・活動再開届

大阪府議会議員連盟の設立等に関する要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 設立（活動再開）年月日
2. 議員連盟の名称
3. 添付書類

様式第 2 号(第 3 条関係)

年 月 日

大阪府議会議長

様

代表者氏名

議員連盟変更届

大阪府議会議員連盟の設立等に関する要綱第 3 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 変更項目 ・会長の交代 ・規約改正

2. 変更内容

	変更前	変更後
会長の氏名		
規 約		

※改正後の規約を添付

様式第3号(第3条関係)

年 月 日

大阪府議会議長

様

代表者氏名

議員連盟解散届

大阪府議会議員連盟の設立等に関する要綱第3条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 解散年月日

2. 解散理由